

「自転車事故企画に対する申立て」に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 A
被申立人 株式会社フジテレビジョン

苦情の対象となった番組

『カスペ！「あなたの知るかもしれない世界6」』
企画コーナー「わが子が自転車事故を起こしてしまったら」

放送日時 2015年2月17日（火） 午後7時～8時54分

【決定の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

【本決定の構成】

I 事案の内容と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	
2. 論点	
II 委員会の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4ページ
1. 申立人の主張と本決定における取り扱い	
2. 人権侵害に関する判断	
3. 放送倫理上の問題	
III 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14ページ
IV 放送内容の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	16ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁・・・・・・・・	24ページ
VI 申立ての経緯および審理経過・・・・・・・・	28ページ

【決定の概要】

フジテレビは、バラエティー番組『カスペ！「あなたの知るかもしれない世界6」』（2015年2月17日放送）の「わが子が自転車事故を起こしてしまったら」という企画コーナーで自転車事故の問題を取り上げ、自転車事故被害者の遺族である男性のインタビューに続けて、自転車事故を起こした息子とその家族の顛末を描いたドラマを放送した。ドラマは、この家族が高額の賠償金を支払ったが、この事故でけがを負った小学生が実は当たり屋だったという結末であった。

この放送について、インタビュー取材に応じた男性が、ドラマで当たり屋を扱うことの説明が取材の際になかったことは取材方法として著しく不適切であり、自分も当たり屋であるかのような誤解を視聴者に与えかねず名誉を侵害されたなどとして委員会に申し立てた。

委員会は、申立てを受けて審理し、本件放送には、申立人に対する名誉毀損等の人権侵害は認められないが、放送倫理上の問題があると判断した。決定の概要は以下のとおりである。

本件放送は、番組の構成上、申立人のインタビュー場面を含む情報部分とドラマ部分とに区別され、本件ドラマの当たり屋の事件と申立人が母親を亡くした事故は関係がないことから、一般視聴者に対して、申立人が当たり屋であるかのような誤解を与えるものとはいえない。したがって、申立人の社会的評価の低下を招くことはないから、本件放送による申立人の名誉毀損は認められない。また、本件放送で申立人に対する否定的な評価やコメントがなされているものではなく、申立人が出演した情報部分とドラマ部分とは区別されており、その関連性は間接的なものにとどまるから、本件放送による申立人の名誉感情侵害が認められるとまではいえない。

次に、放送倫理上の問題について検討すると、本件ドラマは、当たり屋の事件をとりあげた事例であって、被害者を装っている者を描くにすぎないことになるから、自転車事故が被害者に深刻な結果をもたらすという側面をなんら描いていない。フジテレビは、申立人が被害者遺族の立場から自転車事故の悲惨さを訴えたいことを認識しながら、申立人の立場と心情に配慮せず、本件放送の大部分を占める本件ドラマが当たり屋の事件を扱ったものであるという申立人にとって肝心な点を説明しなかった。この点において、フジテレビは、申立人に対して番組の趣旨や取材意図を十分に説明したとは言えず、本件放送には放送倫理上の問題がある。

以上から、委員会は、フジテレビに対し、本決定の趣旨を放送するとともに、社内及び番組の制作会社にその情報を周知し、再発防止のために放送倫理の順守にいつでも配慮するよう要望する。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

フジテレビは2015年2月17日のバラエティ番組『カスペ!「あなたの知るかもしれない世界6」』において、「わが子が自転車事故を起こしてしまったら」という企画コーナーを放送した（以下、この企画コーナーの放送部分を「本件放送」という）。

本件放送では、自転車事故で母親を亡くした男性のインタビューに続いて、「事実のみを集めたリアルストーリーをご覧ください。」として自転車事故を起こした14歳の息子とその家族の顛末を描いたドラマが放送された。ドラマにおいて、この家族は示談交渉に応じて自宅を売り払って1500万円の賠償金を払ったが、事故でけがさせた相手の小学生は、実は当たり屋であったというドラマの結末になっている。

この放送について、男性は、当初の説明と本件放送の内容が違い過ぎるなどとして、インタビューをした取材者に対し、放送直後に電話で抗議した。男性は関東交通犯罪遺族の会の会員で、その後、同会の関係者や顧問弁護士が加わりフジテレビと話し合いや書面でのやり取りを重ねた。しかし、決着に至らず、男性は同年7月に委員会に申立書を提出した。

申立書は、「番組冒頭でコメントした私は『実際に裁判で賠償金をせしめていることだし、とうせ高額な賠償金目当てで文句を言い続けているのだから、その点で当たり屋と似たようなものだ』との誤解を視聴者に与えかねない状況にあり、私の名誉ないし信用が害され、犯罪被害者としての尊厳が害された」等として訂正報道などを求めている。

これに対しフジテレビは「経緯と当社の見解」において、説明が適切でなかった点はお詫びしたが、「申立人のインタビューは、その後の再構成ドラマの内容と関連性をもたず、仮に再構成ドラマの内容に何らかの問題点が存在したとしても、およそ申立人の名誉ないし信用を侵害したものでもない」等と主張している。

委員会は、同年9月の第224回委員会で、本件申立ては運営規則の第5条の苦情の取り扱い基準を満たしているとして審理入りを決めた。

2. 論点

委員会が主な論点としてとりあげたのは、以下のとおりである。

- ① 本件放送による名誉毀損、名誉感情侵害はあったか。
- ② 本件放送に放送倫理上の問題はあったか。
 - ・ 本件ドラマ部分の内容
 - ・ 申立人に対する説明の状況

II 委員会の判断

1. 申立人の主張と本決定における取り扱い

本件放送に関する申立人の主張には、申立人の人権侵害等にかかわるものと、交通犯罪（自転車事故）の被害者一般にかかわるものがあり、おおむね次の4点に要約・整理することができる。

- ① 本件放送は、申立人が当たり屋であるとの誤解、あるいは当たり屋同様に根拠のない高額な損害賠償金を請求する者であるとの誤解を視聴者に与えかねないものであり、申立人の名誉を毀損する。
- ② 本件放送は、当たり屋が登場するコミカルなドラマをメインに据えているが、申立人に対する取材にあたってその説明は全くなく、自転車事故の深刻さを訴える番組を作りたいという説明を受けた。番組内容に関する十分な説明があれば申立人は取材には応じていなかったのであり、取材方法として著しく不適切である。
- ③ 申立人は、当たり屋を扱ったドラマであることの説明を受けないまま、自転車事故の深刻さを真面目に伝える番組に出るつもりで取材に応じて番組に出演した。そのことで、申立人は自転車事故を茶化す内容の番組に加担する形になった。申立人としては、フジテレビに裏切られた思いであり、全く納得できない。このことは、申立人の名誉感情を侵害する。
- ④ 本件放送は、「事実のみで構成されたドラマ」、「最大公約数ストーリー」と謳ったうえで、小学生の当たり屋を取り扱い、その当たり屋の負傷の程度は軽微で完治しているのに、実際にはありえない1500万円もの高額で示談がなされている。しかし、当たり屋は自転車被害の最大公約数ではなく、しかも小学生の当たり屋など皆無に等しい。本件放送は、交通犯罪の被害者があたかも非常識な高額な賠償金を請求するかのような印象を視聴者に与えるものであり、交通犯罪の被害者の名誉を傷つけるものである。

委員会は、「その放送により権利の侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人」からの申立てについて、「名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利侵害、およびこれらに係る放送倫理違反に関するものを原則」として取り扱う（「放送と人権等権利に関する委員会運営規則」第5条1(1), (6)）。

この運営規則に照らし、上記申立人主張のうち、①及び③は申立人個人の人権侵害を問題とし、②は申立人個人に係る放送倫理違反を問題としているので、本決定において判断対象とする。他方、上記主張のうち④は、申立人個人の立場を離れた自転車事故被害者一般の名誉を問題とするものであるから、本決定の判断対象とはしないこ

ととするが、そのような放送内容であると知っていたら取材に応じなかったとする上記②の申立人の主張と関連する限りにおいて、放送倫理の問題としてとりあげる。

2. 人権侵害に関する判断

(1) 名誉毀損に関する当事者の主張

申立人の主張の要約は前記①のとおりである。申立人は、「最大公約数ストーリー」、「事実のみを集めたリアルストーリー」といった触れ込みのもと、本件放送では、当たり屋が登場して法外な損害賠償金を得る内容の茶化したドラマが大部分の時間を占める構成になっているため、自転車被害のほとんどは通常の事故によるものであるにもかかわらず、当たり屋による事件が自転車被害の一般的状況を代表しているとの誤解を視聴者に与える。遺族として本件放送の冒頭でインタビューに答えてコメントをした申立人も、実際に裁判で賠償金を得ているので、高額な賠償金目当てで文句を言い続けている点において当たり屋と同じようなものだという誤解を視聴者に与え、申立人の名誉や信用を毀損すると主張する。

これに対しフジテレビは、次のように主張する。すなわち、申立人のインタビュー場面は23分程度である本件放送中の1分程度を占めるもので、「自転車死亡事故4700万円賠償命令」の新聞記事の後に「実際の事故現場」として現場を撮影した後、「横断歩道を渡っていた高齢者女性が信号無視の自転車にはねられ死亡」というテロップを流した上で放送しており、その後のドラマ部分とは番組構成上も区切られている。そして、ドラマの内容は子ども同士の自転車事故をテーマとするものであるが、申立人にかかわる事故は母親を自転車事故で亡くしたもので、インタビューの内容も「信号無視の自転車によって母を失った遺族の無念さ」を切実に伝えるものであり、事故内容（登場人物、事故の場面）が全く異なることは視聴者にも明らかである。それゆえ、申立人が主張するような誤解を視聴者に与えることはなく、申立人の名誉や信用の毀損はないとの主張である。

(2) 判断基準及び本件放送の摘示事実

そこで、本件放送がいかなる事実を摘示したのかを、ここでは名誉毀損の成否を判断するのに必要な範囲で検討する。

検討にあたっては、音声及び映像により次々と提供される情報を瞬時に理解することを余儀なくされるテレビ番組の特性を考慮し、対象となる放送の全体的な構成、これに登場した者の発言内容や、画面に表示されたテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音、ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断する（最高裁第一小法廷平成15年10

月16日判決「所沢ダイオキシン報道事件」民集57巻9号1075頁参照)。

本件放送は、有名タレントも登場し、一つの自転車事故をめぐる物語が展開するドラマ(以下、「本件ドラマ」という)部分と、それ以外の部分、すなわち、現実には生じた個別事件に関する新聞記事の紹介や弁護士のインタビューなどの部分(以下、「情報部分」という)から構成されている。本件ドラマ部分は、問題となる自転車事故が起こるまでの導入部分とその後の経緯に関する本編に相当する部分とに分かれており、申立人のインタビュー場面が流れる情報部分はその間に挟まれている。しかし、たとえば、その情報部分の終わり際に「事実のみを集めたリアルストーリーをご覧ください」と、ドラマの本編が始まることが告知されているなど、本件ドラマ部分と情報部分とは区別されており、その区別は一般視聴者にとっても明白である。

さらに、本件ドラマ部分の内容をみると、本件ドラマは、息子が自転車事故を起こして小学生の「被害者」にけがを負わせた家族の体験を描くものである。「被害者」側の家族と「加害者」側の家族の双方が弁護士を立てて交渉した結果、「加害者」側家族は、示談として1500万円の損害賠償金を支払うが、実は、「被害者」とされた小学生が意図的にぶつかった当たり屋であったことがドラマの最後で明確にわかるという内容である。

このような内容の本件ドラマは、後述するとおり、けがの程度に照らすと現実にはありえない高額で示談に及んでいるなど内容的に問題があるうえ、申立人が述べるとおり、本件ドラマ部分が時間的には本件放送の大部分を占めている。

しかし、すでに述べたとおり、一般視聴者は、本件ドラマ部分と情報部分とは区別されていることを理解する。そのうえ、申立人の母親が被害にあった交通事故は、「横断歩道を渡っていた高齢者女性が信号無視の自転車にはねられ死亡」した事案であるとテロップ及びナレーションの両方で説明されているから、一方的に加害者に落ち度があり、生じた結果は人の死という重大な事案であることがわかる。他方、本件ドラマがとりあげている事案は、子どもが自転車にはねられて顔にけがをするものであるが、実はその子どもが故意に事故を起こす当たり屋であったことから、加害者に落ち度がなかったという内容である。それゆえ、事案の内容や誰に事故の責任があるのかが異なるので、一般視聴者は、申立人の母親が死亡した事故は、本件ドラマがとりあげている事故と関係のない別事案であることを理解する。

これらの事情に照らすならば、申立人の母親の事案では、本件ドラマで描かれている1500万円という示談金より高額な4700万円という賠償金額であったことが紹介されるものの、当たり屋が理不尽に高額な損害賠償金を得た場合とは異なることが一般視聴者に伝わると考えられる。

この点に関連して、申立人は、自分のインタビュー場面では自分の顔が薄暗く映されているため、自分が犯罪者のような印象が生じ、視聴者に対し、自分が当たり屋同

様の者との印象を与えると主張している。しかし、すでに述べたとおり、本件放送では、申立人の母親が死亡した事案について、加害者側に一方的に落ち度がある事案であることを示すテロップ及びナレーションが示される。また、その直後に「遺族が思いを語ってくれた」とするテロップ及びナレーションが挿入され、それに続けて申立人のインタビュー場面になっており、申立人はインタビューにおいて、「自転車を運転する者が前を良く見て信号を守るという2点を守りさえすれば、自転車事故による悲劇は防げる」という自己の思いを静かな語り口で述べており、本件放送も申立人によるこの言葉を正確に伝えている。それゆえ、一般視聴者の注意は、そのような申立人の言葉の内容や話しぶりにもっぱら向かい、一般視聴者が、申立人を犯罪者のように取り扱われていると受け止めることはないと考えられる。たしかに、申立人の顔が薄暗く見えにくい場面はあるものの、申立人の顔にも光があたっている場面もあった。そして、申立人の顔が薄暗く見えにくい場面は、カメラのアングルの関係で申立人の顔が逆光になった結果にすぎないとも考えられる。

それゆえ、このような映像であるからと言って、申立人が犯罪者のように取り扱われているという印象に結びつくとはまでは言えない。

(3) 名誉毀損に関する判断

以上から、本件放送は、申立人（または申立人の母親）が当たり屋であるとの誤解、あるいは申立人が当たり屋同様に根拠のない高額の損害賠償金を請求する者であるとの誤解を一般視聴者に与えるものではない。したがって、本件放送が申立人の社会的評価の低下を招くことはなく、本件放送による申立人の名誉毀損は認められない。

(4) 名誉感情侵害について

申立人の主張の要約は前記③のとおりである。申立人は、本件ドラマが当たり屋を扱ったものであることをフジテレビから一切説明されておらず、自転車事故の深刻さを真面目に伝える番組であるとの説明のみを受けていたため、そのような番組に出演するつもりで取材に応じ本件放送に出演した。そのことで、申立人は、結果的に自分として全く納得できない自転車事故を茶化す内容の番組に加担する形になってしまいフジテレビに裏切られた思いでいると主張している。この主張は、申立人の名誉感情が侵害されたという主張であると解される。

名誉感情とは、人が自己の価値について有している意識や感情であり、プライドや自尊心のことである。これは主観的なもので、客観的な社会的評価である名誉とは異なる。名誉感情も法的保護の対象となりうるが、主観的なものであるだけに、名誉感情の侵害は、社会通念上許される限度（いわゆる受忍限度）を超えたと認められる場合に初めて法的保護を受ける。

本件ドラマ部分は、後述のとおり、子どもの当たり屋に騙されることで法外な損害賠償額を支払うことになった家族を描いたものであり、加害者側の目線で自転車事故が重大な結果を招くことを描いた内容である。本件ドラマが当たり屋を取り扱っていることを申立人に説明していないことは、フジテレビも認めている。また、フジテレビも本件放送がバラエティーであって、柔らかい内容のものであることは認めているが、本件ドラマは登場人物をコミカルに描いている面があり、自転車事故を茶化して描いたと申立人が受け止めるのももっともな面がある。

それゆえ、被害者の側から自転車事故の重大性を訴えてきた申立人の立場からすれば、本件ドラマ部分が許しがたい内容であろうこと、そして、そのように説明がなかったために、申立人として、納得できない内容の番組にそうとは知らずに実名で出演し、あたかも自転車事故を茶化す内容の番組に加担したかのような結果になっていると申立人が主張することには、相応の理由があると考えられる。さらに、そのことが申立人にとって非常に不本意であったことは想像に難くない。

しかしながら、一般的に名誉感情侵害が認められるのは、たとえば侮蔑的な言葉が被害者に対して直接浴びせられる場合などであり、そのような場合と本件放送の場合とでは大きな隔りがある。本件放送では、申立人に対して、何らかの否定的な評価やコメントが直接的にも間接的にも一切なされてはいないからである。また、たしかに、本件ドラマ部分が、申立人の立場からすれば許しがたい内容であり、そのようなドラマを中心的に扱う番組と知っていれば自分は出演しなかったと思うとしても、すでに検討したとおり、申立人が出演するのは情報部分であるうえ、本件ドラマ部分と情報部分とは番組構成上区別され、その関連性は間接的なものにとどまる。

それゆえ、本件放送において申立人が抱いた主観的感情は受忍限度を超えたものともまでは言えず、本件放送による申立人の名誉感情の侵害が認められるとまでは言えない。

(5) 小括

以上のとおり、本件放送による申立人の名誉と名誉感情に対する人権侵害はいずれも認められない。

3. 放送倫理上の問題

冒頭②で指摘した点、すなわち、フジテレビが申立人を取材するにあたり、本件ドラマが当たり屋を扱ったコミカルなドラマであることを説明しなかったことが、放送倫理上の問題を生じるか否かを次に検討する。

(1) 被取材者に対する十分な説明が求められること

放送事業者は、特段の事情がない限り、取材対象者に対して番組の趣旨や取材意図の十分な説明をすることが求められる（委員会決定 第27号「新ビジネス“うなずき屋”報道」など参照）。とりわけ、事件や事故の被害者遺族が取材対象者である場合には、その心情に配慮することが求められる。

そこで、以下では、フジテレビが申立人に取材をするにあたり、番組の趣旨や取材意図を十分に説明したか否かを検討する。また、説明が十分だったかを判断する前提として、本件ドラマのうち申立人が特に問題であるとする部分を中心として、いかなる内容のものであったかを振り返り、申立人に対して取材を行うにあたり、フジテレビが本件放送についてどのような説明をしたのかを検討する。

(2) 本件ドラマ部分の内容に関する判断

ア 申立人が特に問題とする部分

委員会の判断冒頭②及び④の要約で示したように、申立人は、「事実のみで構成されたドラマ」、「最大公約数ストーリー」と謳ったうえで、本件ドラマには実際には皆無に等しい子どもの当たり屋がメインとして登場し、このケースで実際にはありえない1500万円もの高額で示談がなされており、ドラマに現れる警察官の態度が非常に戯画的に描かれているなど茶化した内容であることを問題としている。

これらの点について、以下、分けて検討する。

イ 表示と本件ドラマの内容の捉え方

本件放送では、画面の左上には「あなたの知るかもしれない世界6 “他人事ではない” 全て実話！」というテロップが基本的に常時表示され、本件ドラマの本編に相当する部分が開始する前には、「事実のみを集めたリアルストーリー」といった表示が画面全体に現れる。また、本件番組の公式サイトには「最大公約数ストーリー」という記載が出されていた。

これらの表示についてフジテレビは、取材や調査によって判明した複数の事実を題材として本件ドラマでは一つのストーリーを制作しているため、個々の事実をつなげる演出が必要になり、その場合、「全て実話！」等の表記は許されると主張する。

本件ドラマの作り方に関するフジテレビのこの主張を前提にした場合、逆に、本件放送について「全て実話！」等の表示をすることがそもそも適切であったかという疑問も生じる。しかし、その点はともあれ、フジテレビも、本件ドラマでは一つのストーリーとして事実が提示されていること自体は認めている。それゆえ、本件ドラマがいかなる内容のものであったかを把握するにあたっては、一連の流れを視聴した一般視聴者の受け止め方を前提とすべきことになる。換言すれば、実際には

別々の事実を断片的に組み合わせて一つのストーリーにしたという事情があるとしても、そのような事情が本件放送を見た一般視聴者にわからない場合には、あくまでも同一の実例についての関連事実であると一般視聴者に受け止められることを前提とすべきである。

ウ 当たり屋の位置づけ

フジテレビは、本件ドラマにおける当たり屋の位置づけについて、自転車事故に関連して取材をした結果集まった様々な実話や事実をつなげて本件ドラマを制作するにあたり、当たり屋の事例もあるということを、いわば番組の「オチ」として加えたにすぎず、当たり屋の設定を用いているものの、本件ドラマのテーマは自転車事故の悲惨さを伝えることにあり、当たり屋がメインテーマのドラマではないと主張している。

しかし、申立人の主張を斟酌すると、そもそも申立人としては、本件ドラマが当たり屋をメインテーマにしたものか否か、すなわち、当たり屋に焦点をあてたドラマか否かが問題なのではなく、本件ドラマでとりあげた自転車事故の「被害者」が現に当たり屋であったこと、すなわち、実際は「被害者」を装ってただけで事故被害者の立場にはなかったことを問題にしていると考えられる。

この点、本件ドラマでとりあげている自転車事故は、冒頭で示される横断歩道上における小学生の歩行者と、「加害者」である14歳の少年が乗る自転車との衝突事故の1件である。この事故を巡る事後の経過として、「加害者」家族と「被害者」家族との示談交渉や刑事（少年）事件の手続きなどの一連の出来事が一つのストーリー仕立てで描かれている。そして、「被害者」たる小学生が実は当たり屋だったということが明示的に示されるのはたしかにドラマの最後であるけれども、それは視聴者に対する種明かしが最後になされたというにすぎない。つまり、本件ドラマ全体を通じてとりあげられている自転車事故の「被害者」が、実は当たり屋であったということが本件ドラマにおいて示されていることに疑いは無い。

エ 賠償金額など

フジテレビは、本件ドラマで示談が成立した1500万円という賠償金額は、実際の事件において非常識に高額な賠償額ではないと主張し、外貌に醜状を残す後遺症の場合における慰謝料や逸失利益の例をあげた主張を行っている。しかし、本件ドラマでは、後遺症が残っていない小学生に対する損害賠償金として上記金額が示されている。それゆえ、後遺症の残る別の事例を根拠として持ち出すことによってこの金額を正当化することはできない。

実際の当たり屋について取材や調査をした結果であるとして、フジテレビはいく

つかの資料を委員会に提出したが、いずれの当たり屋の実例においても、だまし取った金額は数千円からせいぜい15万円という金額であり、1500万円という本件ドラマで示された金額とは大きく桁が違っている。そして、フジテレビが複数の事実を組み合わせて本件ドラマを制作したとはいえ、視聴者に対してはあくまでも一つのストーリーとして提示されており、別個の事案を断片的に組み合わせたことは示されていない。したがって、本件ドラマのような当たり屋の事例で1500万円もの高額で示談をした事案が実際にあるという印象を一般視聴者に伝えるものと考えられる。

しかし、本件ドラマで描かれたような事例で1500万円もの高額で示談をすることは実際にはありえない。

また、フジテレビは、本件放送のために行った資料収集の結果、子どもが当たり屋と疑わしきケースが存在したと主張するが、本件ドラマで描かれた子どもの当たり屋というケースは、きわめて稀であろう。

それゆえ、本件ドラマでは、具体的裏付けのない内容が、「事実のみを集めたリアルストーリー」という表示のもと、事実の裏付けをもった一つのストーリーとして、一般視聴者に対して提示されていることになる。

さらに、申立人が主張するとおり、本件ドラマでは、警察官の態度がコミカルに描かれていることに加え、弁護士が、「加害者」家族の目の前で電卓を叩いて損害賠償金額をはじいて見せる態度などコミカルな場面が多々あるのであって、自転車事故のその後の経過を、バラエティーとして面白おかしく描いている面がある。

なお、本件ドラマが、思いの外高額な賠償金を支払わなければ、自転車事故を起こしてしまった加害者が事件を解決できないことを示している等、自転車事故が加害者にとって悲惨な結果を招くことを一般視聴者に訴えようとする面があることを委員会も否定しない。しかし、そうであれば自転車事故を起こした場合に備えて本来加入すべきは損害賠償責任保険であるのに、これを被害者に対する損害賠償とは無関係な傷害保険と取り違えるなど、事故への備えとして提供された基本的な情報が不正確である。

(3) 申立人に対する説明の状況

本件放送がオンエアされたのは2015年2月17日であり、申立人への取材依頼がなされたのは同月上旬で、申立人への取材がされたのは同月8日であった。フジテレビによれば、申立人に対する取材の段階では、本件ドラマ部分やスタジオでの収録部分はすでに出来上がっていた。

そのような中、フジテレビ（実際にはフジテレビから委託を受けた制作会社の担当プロデューサー。ただし、ここでは特に区別はせず、単にフジテレビとする）は、自

転車事故によって重大な結果が生じているという事実を伝え、視聴者に警鐘を鳴らしたいのでぜひ出演をしてもらいたいと述べて申立人に取材を依頼している。その依頼の際やその後の申立人に対するインタビュー取材の際に、フジテレビは申立人に対して本件放送が取り扱うのが当たり屋のドラマであるという説明を一切していない。そのことはフジテレビも認めている。

このように当たり屋のドラマであることの説明をしなかった理由として、フジテレビは、自転車事故の悲惨さを伝える部分で申立人のインタビューを使わせてもらいたかったが、インタビュー場面は本件ドラマ部分とは別の部分であることに加え、本件ドラマは当たり屋をメインテーマにしたものではないことから、その点の説明は必要ないと考えた旨述べている。また、フジテレビは、申立人をインタビュー取材した際に、申立人が抱くであろう番組イメージと実際の本件放送との間に齟齬が生じることを懸念し、本件放送の台本を申立人に送付して見てもらうことを提案したが、申立人が断ったために台本の提示そのものは見送ったと主張している。

他方、申立人は、そもそも台本を送るという提案を一切受けなかったと主張しており、この点に関し双方の主張は食い違っている。

(4) 十分な説明がなされたか否かに関する判断

以上を前提に、フジテレビが申立人に取材するにあたり、申立人に対し番組の趣旨や取材意図を十分に説明したか否かを判断する。

上記のとおり、台本を見せるか否かというやりとりの有無については両者の主張に食い違いがあるが、少なくとも結果的に台本をフジテレビが申立人に見せていないこと及び本件ドラマが当たり屋を扱ったものであることをフジテレビが申立人に説明していないことについては、当事者間に争いは無い。

フジテレビが説明するとおり、たしかに申立人が出演するインタビュー部分と本件ドラマ部分とは、一般視聴者も区別する。しかし、本件放送の放送時間は約23分（ただし、コマーシャル等を除くと18分30秒程度）であり、そのうちの約15分という大部分を本件ドラマが占めている。そして、すでに述べたとおり、本件ドラマは、当たり屋を描いた事例であることは疑いがなく、具体的裏付けを欠くにもかかわらず1500万円もの高額で示談をした事例が実際にあるという印象を一般視聴者に伝えるものであり、さらに本件放送はバラエティー番組として、そのことを全体として面白おかしく伝えているものである。

事故の被害者を当たり屋とする設定は、被害者を装っている者を描くにすぎないから、そのようなドラマは、自転車事故が被害者に深刻な結果をもたらすという側面を描いているとは言えない。他方、申立人は、自転車事故で母親を亡くした遺族であり、交通事故の被害者の支援等の活動を行ってきた立場にある。フジテレビも、そ

のような申立人の立場を理解していたからこそ、申立人が抱くであろう番組イメージと実際の本件放送との間に齟齬が生じることを懸念したと考えられる。

しかし、そのような懸念があったとすれば、仮に台本を見せる提案をして申立人に断られたとしても、申立人の立場と心情に照らして同人にとって肝心な点、すなわち、本件放送で大きなウエイトを占める本件ドラマが当たり屋の事件を扱ったものであることを、申立人にその場で口頭により説明すればよかったのである。殊に、本件においてフジテレビが申立人を取材した時点では、すでに本件ドラマ部分は出来上がっていたから、本件ドラマが当たり屋の事件を扱ったものであると伝えることは容易だったはずである。

以上からすると、フジテレビは、申立人を取材するにあたって、本件ドラマが当たり屋を扱ったものであるという肝心な点を説明していないから、申立人に対して番組の趣旨や取材意図を十分に説明したとは言えない。

(5) 放送倫理上の問題に関する判断

申立人は、自転車事故によって母親を亡くした被害者の立場にあり、本件放送の大部分を占める本件ドラマが当たり屋を扱ったものと説明されていれば、フジテレビの取材には応じていなかったと考えられる。また、本件ドラマは、「全て実話!」、「リアルストーリー」といったテロップを表示しつつ、実際にはきわめて稀な子どもの当たり屋の事案をコミカルに描き、その事案に照らすと実際にはありえない1500万円もの高額で示談をする内容である。申立人が、自分がかかわった本件放送中のドラマがそのような内容であることを後から知って、その点を特に問題として批判するのももっともと言える。

これらの点を踏まえると、フジテレビは、申立人への取材にあたって番組の趣旨や取材意図について十分な説明を怠っており、本件放送には放送倫理上の問題がある。

Ⅲ 結論

委員会は、本件放送について、放送倫理上問題があると判断した。その判断過程と結論を、以下に要約して示す。

本決定では、まず、本件放送による人権侵害の有無について検討し、番組の構成として本件ドラマ部分と申立人のインタビュー場面のある情報部分とが区別されていることや、本件ドラマの事故と申立人が母親を亡くした事故の事案が異なることなどから、申立人の名誉と名誉感情に対する人権侵害はいずれも認められないと判断した。

次に、本決定では、放送倫理上の問題の有無について判断し、その過程において本件ドラマの内容のうち申立人が特に問題とする部分を検討した。その結果、フジテレビは、申立人が事故被害者遺族の立場から自転車事故の深刻さを訴えてきた立場にあることを認識していながら、申立人の立場や心情に配慮せず、本件放送の大部分を占める本件ドラマが当たり屋の事件を扱ったものであるという肝心な点を申立人に説明しなかった。この点において、フジテレビは申立人に対して番組の趣旨や取材意図を十分に説明したとは言えず、本件放送には放送倫理上の問題があると判断した。

以上から、委員会は、フジテレビに対し、本決定の趣旨を放送するとともに、社内及び番組の制作会社にその情報を周知し、再発防止のために放送倫理の順守にいっそう配慮するよう要望する。

なお、本決定には以下の補足意見がある。

補足意見

委員会決定の「Ⅲ 結論」において、委員会がフジテレビに対し、「社内及び番組の制作会社にその情報を周知し、再発防止のために放送倫理の順守にいっそう配慮するよう要望する。」とした点について補足意見を述べる。

1. 現在、テレビ番組、特に情報番組やバラエティー番組は、テレビ局と制作会社の協働による制作や、主に制作会社によって制作される方法が一般化している。これまで委員会に申立てがなされ、審理された事案にも、制作会社が制作を担っていたケースが多く存在する。

本件番組もそのようなケースのひとつであり、決定においても触れたとおり、現場の制作活動はフジテレビから委託を受けた制作会社が担い、申立人にインタビュー取材する際に「自転車事故によって重大な結果が生じているという事実を伝え、視聴者に警鐘を鳴らしたいのでぜひ出演をしてもらいたい」との趣旨を説明したのは、制作会社の担当プロデューサーであった。

ところがその際、自転車事故で母親を亡くした申立人の立場や心情に対する十分な配慮が欠けていた。すなわち、担当プロデューサーは、申立人が被害者遺族の立場から自転車事故の深刻さを訴えてきたことを認識していたのであるから、「放送の大部分を占めるドラマ部分が当たり屋の事件を扱っている」という事実が申立人にとって受け入れがたいものであることを容易に想像できたにもかかわらず、これを申立人に説明しなかった。

それが本件事案を生じさせた大きな原因であって、この点は番組を制作するにあたり当然に必要なとされる被取材者の立場や心情への配慮が欠けていたものであるから、委員会は放送倫理上の問題ありと判断したのである。

2. 番組の編集権は放送局にあり、したがって、番組は放送局の責任のもとで制作される。制作会社との協働による番組制作であろうと、制作会社が主として番組制作を担う場合であろうと、最終的に放送局が番組についての責任を負う立場にあることに変わりはない。

しかし、そのことは、委員会決定が指摘した問題点を、現実に番組制作に関わった制作会社の社員等においても、放送局の社員等と同様に深く理解すべきだとすることと矛盾しない。むしろ逆に、放送局が制作会社とともに番組を制作することとした以上、放送局は、制作会社の社員等に対しても委員会が指摘した問題点を周知させるべき立場にあると言える。それが放送局の責任で番組を制作するということだからである。

もとより放送局も、この点については深く理解しているものと考えますが、委員会の審理においてヒアリングに出席するのは放送局の担当者等であり、委員会が当該番組の制作を直接担った制作会社の社員等から事情を聞いたり、委員会の疑問を制作会社の社員等に伝える機会を得ることはこれまでのところ実現していない。

3. そこで、本件では申立ての原因となったインタビュー取材を制作会社が担当していたことに鑑み、この機会に、社内のみならず番組の制作会社に対しても、本決定に関わる情報を周知し、再発防止のために放送倫理の順守にいつそう配慮するよう要望するとしたものである。

(委員長 坂井 眞)

IV 放送内容の概要

被申立人から提出されたDVDなどによると、本件放送は以下のような内容と認められる。CM部分等を除くと約18分30秒。スタジオはお笑いトリオの3人（J、T、K）とフジテレビのアナウンサー。

映像・場面、スーパー（ 内の文字）	ナレーション（NA）、ドラマの台詞、スタジオコメント等
コーナータイトルCG わが子が自転車事故を起こしてしまったら	NA「わが子が自転車事故を起こしてしまったら」
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>〈画面左上〉 あなたの知るかもしれない世界6 “他人事ではない” 全て実話！ 〈画面右上〉 ②もしもわが子が自転車事故を 起こしてしまったら *上記スーパーは基本的に常時表示</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> ドラマブロック </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> ■朝のリビング <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 野々村 真 速水康介 49歳 サラリーマン 息子 卓也 14歳 妻 真由子 44歳 </div> </div> <p>■息子が自転車に乗って学校へ向かう</p> <p>■横断歩道を渡る子どもとの事故シーン</p> <p>-----</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> 情報ブロック </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> ■事故映像 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 自転車事故の件数 年間12万件(警察庁) </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> ■新聞記事（見出し） 「止まらない『加害』事故」 「悪質自転車 講習義務に」 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> ■弁護士インタビュー <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> マイタウン法律事務所 小林芳朗弁護士 </div> </div> <p>*インタビューの字起こしスーパーは省略 (以下同様)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> ■新聞記事（見出し） 「自転車死亡事故 4700万円賠償命令」 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 他人事ではない高額賠償の自転車事故 </div> </div>	<p>息子「やばい、やばい！」 妻「だから、早く起きてって言ったのに」 息子「行って来ます！」 野々村「おい、自転車気をつけろよ。買ったばかりなんだから。」 息子「大丈夫だって！」</p> <p>息子「危ない！」</p> <p>-----</p> <p>NA「去年1年間の自転車事故の数はおよそ12万件。悪質な運転者には講習を義務化する法律が定められるなど注目を浴びている。実際に自転車事故案件を常に抱えているという弁護士に話を聞くと…」</p> <p>小林弁護士「相談の割合は増えています。というのも、やはり自動車事故に比べて困ったことになることがやはり多いと思います。それは、加害者であっても、被害者であっても。」</p> <p>NA「決して他人事ではない高額賠償の自転車事故が増えている。」</p>

■申立人の母親の事故現場

実際の事故現場
横断歩道を渡っていた高齢者女性が
信号無視の自転車にはねられ死亡

■インタビュー映像

遺族が思いを語ってくれた

遺族 Aさん

被害者にも加害者にもならないために
どうすべきか？

■インタビュー取材のモザイク映像

実際に自転車事故に遭った方々に
インタビュー取材

■ドラマのダイジェスト映像

高額賠償 当たり屋 マイホーム差し押さえ 裁判

事実のみを集めたリアルストーリー

クイズブロック

わが子が自転車事故を起こしてしまったら
自転車専用の傷害保険に加入している
割合は 割

ドラマブロック

■事故現場

■携帯電話で警察に連絡する息子

事故が起きても 命に別状がない場合 警察の
処理の優先順位が後回しになることがある

20分後

■警察官が現場に到着

最初に現場に到着するのは
現場近くの交番勤務の警察官

NA「この事故は、都内の交差点で横断歩道を渡っていた高齢者女性が、信号無視の自転車にはねられ亡くなった。事故は決して特別な場所で起きているわけではない。不意の事故で母を失った遺族が、その思いを語ってくれた。」

申立人「自転車で奪われても、車で奪われても、奪われた命は同じはずですので、自転車でそういった悲劇が起きないことってというのはすごく単純なことだと思っているんですよ。前見てくださいと。であと、信号守ってくださいと。もうその2つだけで、目の前の歩いている人をはね飛ばしたりすることはありませんし、悲劇は起きないんじゃないかなと思っています。」

NA「被害者にも加害者にもならないために、どうすべきか？今回、番組では自転車事故に実際に遭遇した方々にインタビュー取材を敢行。知らないでは済まされない、たかが自転車といえど、人生を狂わされてしまうほどの大事になりうる 事実のみを集めたリアルストーリーをご覧ください。」

NA「自転車専用の傷害保険に加入している割合は 割」

(スタジオ)

J「1割もおらへんのかもな、もしかしたら。」

被害者の子ども「いててて、いててて、痛い！」
息子「大丈夫？」

警察「はい、どうされました？」
息子「あの、自転車で人とぶつかっちゃって。」
警察「そうですか、住所はどちらですか？」
息子「南桜台1丁目の交差点です。」
警察「けがの状況は？」
息子「ちょっと血が出ているくらいですが。」
警察「じゃあ、命には別条ないということですね？」
息子「そんな感じです。」
警察「ちょっと今、他の事故処理で立て込んでいますので、時間かかるとは思いますがお待ちください。」
息子「そうですか。」

警察官「いやー、どうもどうも、どうしたの？ぶつかっちゃった？」
警察官「あー、あーお兄ちゃん、いい自転車乗ってる

<p>ロードバイクなどの良い自転車に乗っているだけで スピードを出していたのではないかと疑われる</p> <p>未成年の場合 保護者を呼ぶように言われる</p> <p>40分後</p> <p>交通事故処理専門の鑑識官が実況見分を行う</p> <p>さらに20分後</p> <p>■野々村と妻が現場に駆けつける ■ドラマのダイジェスト映像</p> <p>このあと 自転車事故の加害者家族が驚愕の事態に！</p>	<p>ね、これ。結構スピードで出るでしょ？」 息子「出ますけど、出してませんでしたよ。」 警察官「それ、誰か証明できる人いるの？」 息子「それは、いませんけど。」 警察官「証明できないよね。まあ、おたく未成年だから、お父さん、お母さん、呼んでくれる？」 息子「はい。」</p> <p>野々村「卓也！」 息子「お父さん！」 野々村「大丈夫か？」</p> <p>NA「このあと、加害者一家が驚愕の事態に！」</p>
<p>C M</p>	
<p>警察署内</p> <p>■警察官と一家</p> <p>被害者と加害者は別々に調書を取られ事故の整合性を計られる</p> <p>歩行者をひいた場合 自転車に100%過失があるとされることが多い ※歩行者に明らかな違反があった場合を除く</p> <p>成人が自転車事故を起こした場合 前科がつく場合もある</p> <p>警察官によっては 家族には自転車に乗らせないようにしている人もいる</p>	<p>警察官「すみませんですね。ちょっとこんな部屋しか取れなかったもので、へへへ。それで、どのくらいスピード出たんだっけ？」 息子「詳しくはわかりませんが、10キロとか20キロとか。」 警察官「100対0ですね。」 野々村「はあー良かった。そうですね。赤信号を無視して飛び出した方が悪いですよね。」 警察官「は？」 野々村「え？」 警察官「100対0で、息子さんが加害者ですけど。」 野々村「そんな。」 警察官「自転車はね、車両扱いなんですよ。要するに自動車と一緒になんです。だから、歩行者をひいたら、100%自転車が悪くなることもあるんです。」 野々村「じゃあ、どうなるんですか？」 警察官「息子さんには前歴が付きますね。今後は家庭裁判所で少年事件として取り扱われます。あ、あとは民事裁判になりますね。」 野々村「前歴…」 警察官「でも、ある意味、未成年でよかったですね。自転車の事故は反則金がないんで、成人だったら、一発で前科が付くことだってあるんですよ。」 野々村「前科…」 妻「でも、それじゃ自転車なんか怖くて乗れないじゃないですか！」 警察官「奥さん、そのとおりなんですよ。ご主人ね、私なんか、家族に自転車には乗るなって言ってるんですから。」 野々村「はあ？」</p>

情報ブロック

■加害者インタビュー（ボカシ映像）

実際に自転車事故の加害者になった男性

ドラマブロック

被害者家族

■警察署廊下に息子がけがをさせた小学生と両親がいる

■部屋を出た野々村が謝ろうとする

謝罪すると非を認めたことになり
民事裁判で不利になることもある

■一家の自宅、被害者側の弁護士が登場

被害者側弁護士

（登場順）

怪我の治療費
両親が仕事を休んだ休業補償
精神的な負担を考慮した慰謝料
顔に重大な傷跡が残るかもしれないことから
生じる慰謝料と将来の手術費用
精神的な不安を感じた場合の治療費
治療における交通費

事故後に被害者は弁護士を雇い
損害賠償を求めてくる場合もある

将来の可能性も含めて
賠償請求されることもある

自転車専用の傷害保険に加入している
割合は 1割から2割

事故の相手が本当のことを言うとは限らない

NA「実際に自転車事故の加害者になってしまった男性に話を聞いた。」

加害者男性「そんなこと言ったら、自転車に乗れないじゃないですかと聞いたんですけど、そのとおりだというわけです。当たり屋みたいに意図的に出てきた人をひいちゃっても、自転車が悪くなる。その警察官が奥さんに自転車が危ないから乗るなど言っている。」

被害者父「大丈夫か？」

被害者母「痛かったわよね。」

警察官「ありがとうございました。どうも。」

野々村「あの一」

警察官「やめといたほうがいいんじゃないかなあ！」

野々村「え？」

警察官「やめといたほうがいいのになあ。やめといたほうがいい。絶対にやめといたほうが。無理無理、やめといたほうがいい。」

野々村「なに？」

弁護士「早速ですが、被害者側の損害賠償請求ですが、実際にけがをされたお子様のけがの治療費、そのために両親が仕事を休んだ休業補償、まだ幼いお子様の顔にけがを負わせてしまったという精神的な負担を考慮した慰謝料、さらに顔に重大な傷跡が残るかもしれないことから生じる慰謝料と将来の手術費用。それによって精神的な不安を感じたときの治療費、それらの治療における交通費を合算して請求させていただきます。」

野々村「ちょっと待ってください。なんですか、その傷跡が残るかもしれない場合ってのは？ あの一、そんな傷跡が残るような、そんな感じじゃなかったと思う。」

弁護士「その辺は、お医者様が判断することであって、お父様が判断することではございません。で、お子さんには自転車の傷害保険はご加入でしょうか？」

妻「自転車の保険ですか？」

野々村「もちろん、入っているよな？」

弁護士「入っていらっしゃらないですよ？」

野々村「なんで、なんで保険に入っていないんだよ！」

妻「しょうがないじゃない、知らなかったんだから。」

野々村「知らないじゃ済まされないだろうが。」

弁護士「それでは、保険適用はなしということで。

で、弁護士さんはもうお決まりですか？」

野々村「弁護士？」

弁護士「早めに弁護士さんに付いていただいたほうがいいと思います。そちらの息子さんが赤信号で交差点

■ 弁護士が23000000と表示した電卓を示す

民事裁判は手間と時間がかかるため
被害者側から示談交渉を提案されることが多い

情報ブロック

■ 弁護士インタビュー

マイタウン法律事務所 小林芳朗弁護士

ドラマブロック

■ 事故現場までの道を歩く野々村と息子

■ 監視カメラに気づく野々村

■ 警察署内

ひき逃げ・死亡事故など重要な案件以外は
監視カメラの映像を確認することは難しい
※プライバシーの保護のため

■ 弁護士事務所を訪れた野々村と妻

加害者側も弁護士を雇うことが多い
※弁護士費用は一般的には30万円から

に突っ込んできたと、被害者は申ししておりますし。」
野々村「は？ 逆だろう。そっちが赤信号で渡ってきたんじゃないか。」

弁護士「それも、これからお話し合いになります。それで金額ですが、すべて含めまして2300万円が妥当だと算出しました。」

野々村・妻「2300万円!?!」

弁護士「しかし、被害者もお宅の事情を気に病んでいまして、中学生の息子さんもいるし、これからいろいろ入り用でしょう。そこで、裁判ではなく当事者同士で解決できないかと申し入れてきました。」

野々村「示談…ということですか？」

弁護士「そうです。示談に応じていただければ1500万。これで手を打たないかと。」

妻「1500万円って、家にそんな貯金は。」

弁護士「ご主人の毎月のお給料を差し押さえるという方法もあります。それに、お見受けしたところ、ずいぶん立派なご自宅をお持ちのようで。」

NA「自転車の傷害保険に加入していないと、損害賠償はすべて自費負担になるという。」

小林弁護士「加入率としてはかなり低いので、感覚としては、ほとんど加害者の場合には、加入していないというケースがほとんど。保険に加入していないので、実際に事故が起こった場合に十分に対応できないことが多いですね。加害者であれば、その損害賠償を払えない。」

野々村「くっそー！ こっちが自転車だからって、好き勝手なことを言いやがって。お前がこっちから来た時に横断歩道の信号は確かに赤だったんだな？」

息子「うん。」

野々村「でも、それを見ていた人はいなかった。」

息子「うん。」

野々村「そうか…、あのカメラに録画されているんじゃないか？」

警察官「無理ですね。」

野々村「えっ。」

警察官「よほど重大な事故でない限り、監視カメラの映像を確認することはできません。」

野々村「はー。」

田村弁護士「どうも、弁護士の田村と申します。」

野々村「どうぞ、よろしくお願いします。」

田村弁護士「どうぞ、どうぞ。」

<p>■警察署</p> <p>弁護士と一緒に警察に行くと 監視カメラを確認してもらえることがある</p> <p>■一家の自宅</p> <p>数日後</p> <p>相手に過失があっても 歩行者は被害者であることに変わりはない</p> <p>1500万円の賠償額で示談</p> <p>全てが解決したわけではない！</p> <p>クイズブロック</p> <p>わが子が自転車事故を起こしてしまったら 少年事件では忘れた頃に ■ に呼び出されることがある</p> <p>ドラマブロック</p> <p>■一家の自宅</p> <p>3カ月後</p> <p>■封筒を開ける野々村</p>	<p>田村弁護士「監視カメラの映像を確認してください。」 警察官「わかりました。」 野々村「は？ ちょっとあなたね。」 田村弁護士「速水さん！ よろしくお願いします。」</p> <p>田村弁護士「監視カメラの映像を警察に確認してもらいましたが、被害者のお子さんは信号が点滅時に渡り始めていました。」 野々村「やったー、本当ですか！ じゃあ賠償請求されなくて済むんですね。」 田村弁護士「いえ、少々減額される程度でしょう。被害者はまだ子どもで、未来があるんですよ。請求しようと思えば、何千万、何億と請求してくる可能性だってあるんです。」 野々村「は？ 億？」 田村弁護士「1500万はそもそも妥当な金額だと思います。今のうちに示談に応じた方がいいでしょう。」</p> <p>NA「結局、こうして1500万円の賠償額で示談に応じた一家。しかし、これはあくまで民事上の手続き。全てが解決したわけではなかった。」</p> <p>NA「少年事件では忘れた頃に ■ に呼び出されることがある。」</p> <p>(スタジオ) J「警察？ 何？」 K「病院？」</p> <p>NA「それから3か月が経った。」</p> <p>妻「あなた！」 野々村「ん？」 妻「これ。」 野々村「どうした？ 家庭裁判所に呼び出し？」</p>
<p>次の企画の予告・CM</p>	
<p>クイズブロック</p> <p>わが子が自転車事故を起こしてしまったら 少年事件では忘れた頃に ■ に呼び出されることがある</p> <p>ドラマブロック</p> <p>3カ月後</p>	<p>NA「少年事件では忘れた頃に ■ に呼び出されることがある。」</p> <p>(スタジオ) J「警察？ 何？」 k「病院？」</p> <p>NA「それから3か月が経った。」</p>

<p>少年事件では 忘れた頃に 家庭裁判所 に呼び出されることがある ※殺人などの重大事件を除く</p>	<p>妻「あなた！」 野々村「ん？」 妻「これ。」 野々村「家庭裁判所に呼び出し？」 妻「この日って平日じゃない。卓也も学校休ませて連れて行かないといけないってこと？」 野々村「おれも会社休まないとだな。」</p>
<p>呼び出しは平日 ※正当な理由があれば 日程は変更してもらえる場合がある</p>	<p>調査官「あー、どうもどうも、遅くなりました、ははっ、きょうは雪で大変ですね。はい、どうも、こんにちは！」 野々村「あっ、あのきょうは裁判じゃないんですか？」 調査官「いえいえ、違います。まずは私ども調査官がお話を聞くことになってるんです。よろしくお願ひしますね。えーと…」 野々村「そうなんですか。」 調査官「そうなんですよ。」 野々村「はははは」 調査官「はははは、えーと、それじゃですね、まず…」</p>
<p>■家庭裁判所・打合せ室</p>	
<p>家庭裁判所調査官</p>	
<p>裁判の前に 家庭裁判所調査官による聞き取り調査が行われる</p>	
<p>■家庭裁判所・待合室</p>	
<p>1カ月後 家庭裁判所</p>	<p>他人男①「だいたいなあ、お前の躰がなっていないんだよ。」 他人女①「そんなこと、ないわよ。」 他人男①「そんなことないって？ だまってんじゃねえよ！」 他人息子①「いってえな、この野郎！」 他人男①「いてえじゃないだろうが！」 他人娘②「何！」 他人女②「やめなさい！」 他人娘②「何！」 他人女②「やめなさい携帯は！やめなさい！」 他人母③「いやー！」 他人息子②「こらあー！、関係ねえだろう！」 調査官「おかあさんに謝れ！」 他人母③「いやー！」 他人息子②「いつまでも、ガキ扱いすんじゃねえ！」</p>
<p>■呼び出しを受けた別の家族がケンカをしている</p>	
<p>■家庭裁判所・法廷</p>	
<p>調査官による面接のあと 審判に呼ばれる</p>	<p>裁判官「調査官による調査書にまちがいはありませんか？」 息子「はい。」 裁判官「では、日頃の素行にも問題はないようですし、以降十分に気を付けてください。」 野々村「ひょっとして、終わりですか？」 裁判官「はい。」 野々村「で？」 裁判官「え？」 野々村「処分的なことは？」 裁判官「ないです。ですから、以降気を付けてください。」</p>
<p>少年事件の場合 特別な問題がない限り 審判は1回30分程度で終了する</p>	

<p>■一家の自宅</p> <p>■引っ越し業者が荷物を運び出している。</p> <p>損害賠償が高額の場合 支払いのために家や車を売る加害者もいる</p> <p>■一家が自転車事故現場に遭遇する</p> <p>■野々村が当たり屋の父親につかみかかる</p> <p>自転車事故の当たり屋もいる</p> <p>一度示談交渉に応じると それを覆すことは難しい</p> <hr/> <p>スタジオトーク</p> <p>自転車は安全に乗れば環境&健康に 良い乗り物です 交通ルールを守って乗りましょう</p>	<p>野々村「この家ともお別れだな。」</p> <p>妻「そうね。」</p> <p>息子「ごめんなさい、お父さん、お母さん。」</p> <p>野々村「お前は悪くないよ、運が悪かっただけだ。さあ、行こうか。」</p> <p>野々村「また、あの家族がひかれたのか？」</p> <p>被害者夫「あっ痛い、痛い、痛い。」</p> <p>被害者妻「大丈夫？」</p> <p>被害者夫「おい、なんだよ。」</p> <p>被害者妻「え？」</p> <p>被害者夫「あっ、これ血だ！」</p> <p>被害者妻「あー」</p> <p>被害者夫「は、は、は！」</p> <p>野々村「当たり屋！ あいつら、当たり屋だ、こらあ！ふざけんじゃねえ！ お前この野郎、わざとぶつかりやがって、返せ！この野郎！ 1500万円…」</p> <p>警察官「やめなさい！」</p> <p>野々村「ふざけんじゃねえ！」</p> <p>NA「一度示談に応じると、それを覆すのは難しい。」</p> <p>-----</p> <p>J「いやー、これは悪い奴が知恵持ってたら、本当ややこしいよね。」</p> <p>アナ「巻き込まれたっていう、ちょっと形ですかね。」</p> <p>K「そんな保険があるってことも、知らなかったですもんね。」</p> <p>J「そうやな。」</p> <p>アナ「そうですね。」</p> <p>J「そらそうだよ。」</p> <p>K「これ、入った方がいいな。」</p> <p>アナ「だからといって、もう自転車に乗るのがこわくなるっていうのではなくて、ちゃんとルールを守って運転していれば、とても環境にもいいですし。」</p> <p>K「ね。」</p> <p>J「いや、そうだよ。」</p> <p>アナ「ね、健康にもいいですし。」</p> <p>J「皆が気を付けて乗ればね。」</p>
--	---

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面とヒアリングによると、申立人の主張と被申立人の答弁は、以下のようによ約できる。

	申立人	被申立人（フジテレビ）
人権侵害	<p>■自転車事故の遺族として番組冒頭でコメントした私は「実際に裁判で賠償金をせしめていることだし、どうせ高額な賠償金目当てで文句を言い続けているのだから、その点で当たり屋と似たようなものだ」との誤解を視聴者に与えかねない状況にあり、名誉ないし信用が毀損された。</p> <p>■インタビュー場面の映像は、逆光で非常に薄暗い顔が放送されており、視聴者に犯罪者ではないかという疑いを持たれる。</p> <p>■当たり屋のドラマであるとの説明を受けないまま、自転車事故の深刻さを訴えるという番組に出演したら、茶化す番組の冒頭にインタビューを使われて裏切られた思いがする。</p>	<p>■再構成ドラマと申立人の母親が死亡した事件に関連性はなく、登場人物を含む設定の内容は全く類似性がない。この点は視聴者も十分に理解できもので、「申立人が当たり屋と似たようなものだ」との認識を視聴者に与えることはあり得ず、名誉ないし信用を毀損したものではない。</p> <p>■申立人のインタビュー部分は、約23分の本件企画の中の1分程度であり、なおかつ「自転車死亡事故4700万円賠償命令」の新聞記事見出しの後に現場の映像と「横断歩道を渡っていた高齢者女性が信号無視の自転車にはねられ死亡」というテロップを流しており、その後の再構成ドラマと番組構成上で区切られていることは視聴者に明らかである。</p>
ドラマの内容	<p>■番組のコンセプトとして、実際に体験した人々に取材し、事実のみで構成されたドラマ、実話をドラマ化した「最大公約数ストーリー」と謳い、画面左上に常時「全て実話」とテロップが流されていた。しかし、本件番組は裏付け取材を欠いた憶測に基づく虚偽放送ないしこれが強く疑われる放送である。</p>	<p>■「最大公約数ストーリー」の意味は「複数の事案における共通点をベースに番組を制作する」というものであり、「自転車事故の悲惨さを報告して利用者の注意を喚起し、被害の拡大を防ぐ」という番組目的からすれば、いろいろな情報を提供する必要がある、当然許容される。「全て実話」の文言も、あくまで取材に基づく実話ベースとして事実関係の本質部分の変更を加えることなく再構成ドラマを制作した。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ドラマの内容</p>	<p>(当たり屋について)</p> <p>■実態として、自転車被害の最大公約数が当たり屋というのは事実と大きく異なる。仮に、当たり屋がいたとしても極めて少数の事案に過ぎず、いわんや、その少数にすぎない当たり屋の中で、当たり屋を演じる者の最大公約数が小学生というのも、事実と全くかけ離れている。確かな取材結果に基づくものではなく、単なる憶測に過ぎない。</p> <p>(賠償金について)</p> <p>■番組に当たり屋として登場する小学生は、顔面に軽傷を負っただけで、番組終了時点では完治している。この程度の負傷で1500万円の賠償を請求する弁護士はいない。請求できる金額は、せいぜい数十万円に過ぎず、これでは交通犯罪の被害者が、非常識な高額な賠償金を請求しているかのような間違っただけ的印象を視聴者に与えかねない。</p> <p>■被申立人が、請求金額の2300万円と和解金額の1500万円が妥当な金額と言うのであれば、番組の中で具体的な根拠を示す必要があると思うが、全く示されていない。</p>	<p>■調査・事情聴取から、自転車事故の中に実際に当たり屋が増えていること、中には子供が当たり屋と疑わしきケースも存在したことが判明した。視聴者に注意喚起することを意図して再構成ドラマの結末を「被害者は実は子供を含む当たり屋だった」というものにした。</p> <p>■確かに、取材で確認した事実関係に脚色・演出を加えたが、これは番組の目的のために、視聴者に伝えるべきと判断した内容を加味してドラマ化したもので、十分な調査・取材に基づいた事実による内容で本件ドラマは構成されている。</p> <p>■小学生の顔に傷がついた本件における請求金額、和解金額として「非常識」な高額ではない。この点は制作段階で被申立人側弁護士が確認している（情報部分に登場する弁護士とは別の弁護士）。</p> <p>■裁判にしないで決着をつけようとする加害者側の両親としては、弁護士の意見に基づいてやむを得ず1500万円という高額で決着を図ろうとすることは十分想定される。</p> <p>■高額な和解金で決着した再構成ドラマは、「手軽に利用できる自転車が時として甚大な被害を与え、利用者が重大な事故の加害者となり得る」ことを強く視聴者に印象付けることを目的とした本件番組の性質上許容されるものである。</p>
---	--	---

取材 の 際 の 説 明	<p>(番組の趣旨について)</p> <p>■制作担当者から「自転車事故を起こすとこんな重大な事態になるという問題提起をしたい。ゴールデンタイムなので、死亡事故ではなく顔に重大なけがを負わせてしまったという設定にする。しかし、面白おかしくでは決してなく、あくまで自転車事故の重大性を訴える内容になる」との説明を受け、今後同じような悲惨な被害者が現れないよう社会に対する啓発になればと考え、インタビューに協力した。</p> <p>(当たり屋について)</p> <p>■当たり屋がドラマのメインとして登場することについて、全く説明がなかった。取材方法として著しく不適切であり、もし当たり屋がメインであるとの事前の説明を受けていれば、当然取材には応じなかった。</p> <p>(台本の提示について)</p> <p>■台本提供の申し出は一切受けていない。仮に、被申立人が言うように「台本を送ろう」という提案を私が断ったというやり取りがあったとしたら、その場で直ぐに「実は当たり屋がドラマのメインの設定になっています」と口頭で告げたはずだし、告げれば良かった。台本を見せるよりも、より直截的にその場で直ぐに両者の認識の違いを是正することができたはずだ。</p>	<p>■申立人に対して「今回なぜ自転車事故を取り上げるのか」の説明とともに「番組はバラエティー番組であること」、「あなたが明日経験するかもしれない世界を実映像と再現で表現することを内容とする番組であること」を説明した。申立人から、ニュースや報道番組の出演経験はあるが、バラエティーの出演は初めてで、マスコミ取材はなかなか思いのままにならないと言われたことなどから取材を見合わせる話になりかけた。最終的には申立人から「さまざまな媒体で自分が露出することによって自転車事故が減ることにつながるなら、やはり出ます」などと積極的な申し出があった。</p> <p>■申立人のインタビューは自転車事故の悲惨さを訴えるもので、ドラマとは別の部分で使用することから、ドラマに当たり屋が登場することは申立人に説明していない。</p> <p>■最後に当たり屋もいることを伝えるドラマになっているので、設定としては当たり屋だが、テーマは当たり屋ではなく、あくまで「自転車事故の悲惨さへの警鐘」である。</p> <p>■今回の企画については特に取材が難しいと想像されたので、台本を見せて欲しいと望まれた相手には、台本を見せて取材姿勢を示すつもりでいた。しかし、本件の取材当日、うっかり台本を忘れてしまい、申立人に「お送りした方がよろしいでしょうか」と尋ねたところ、「全ては自分の周りが判断することで必要ない。オンエアも見ない」と言われたので、それ以上、台本の話に触れることはしなかった。</p>
-----------------------------	---	---

<p>局 へ の 要 求</p>	<p>■ 放送内容について訂正報道を行い、申立人に文書できちんと謝罪して欲しい。訂正報道および謝罪は、ホームページに掲載して欲しい。</p>	<p>■ 本件放送は綿密な取材と調査に基づいて制作されたものであり、放送内容の一部に配慮不足の点があったとしても、謝罪放送をすべき範疇に含まれる放送内容ではない。</p> <p>■ 番組制作に協力してもらった申立人に不愉快な思いをさせた点については深く反省し、面会して謝罪をしている。</p>
----------------------------------	--	--

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2015年 2月17日	本件放送 放送後、申立人が取材者に電話で抗議
4月10日	申立人側とフジテレビ側が話し合い
4月25日	申立人側とフジテレビ側が話し合い
4月30日	申立人側が謝罪と訂正報道求める通知書を送付
5月18日	フジテレビ側が上記通知書の回答書を送付
5月29日	申立人側とフジテレビ側が話し合い
6月10日	フジテレビ側が回答書を送付
6月15日	申立人側が交渉終了の通知書を送付
6月17日	フジテレビ側が上記通知書に関し再考求める書面を送付
7月 5日	申立人が「申立書」を委員会に提出
7月24日	フジテレビが「経緯と当社の見解」を委員会に提出
9月15日	第224回委員会 本件申立ての審理入り決定
10月 6日	フジテレビが「答弁書」を提出
10月20日	第226回委員会 審理
10月31日	申立人が「反論書」を提出
11月17日	第227回委員会 審理
11月27日	フジテレビが「再答弁書」を提出
12月15日	第228回委員会 審理
2016年 1月 7日	論点・質問事項打ち合わせ
1月19日	第229回委員会 審理
2月16日	第230回委員会 ヒアリング、審理
3月10日	第1回起草委員会
3月15日	第231回委員会 審理
3月28日	第2回起草委員会
4月19日	第232回委員会 審理、「委員会決定」案を了承
5月16日	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井	眞
委員長代行	奥	武則
委員長代行	市川	正司
委員	紙谷	雅子
委員	城戸	真亜子
委員	白波瀬	佐和子
委員	曾我部	真裕
委員	中島	徹
委員	二関	辰郎